

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

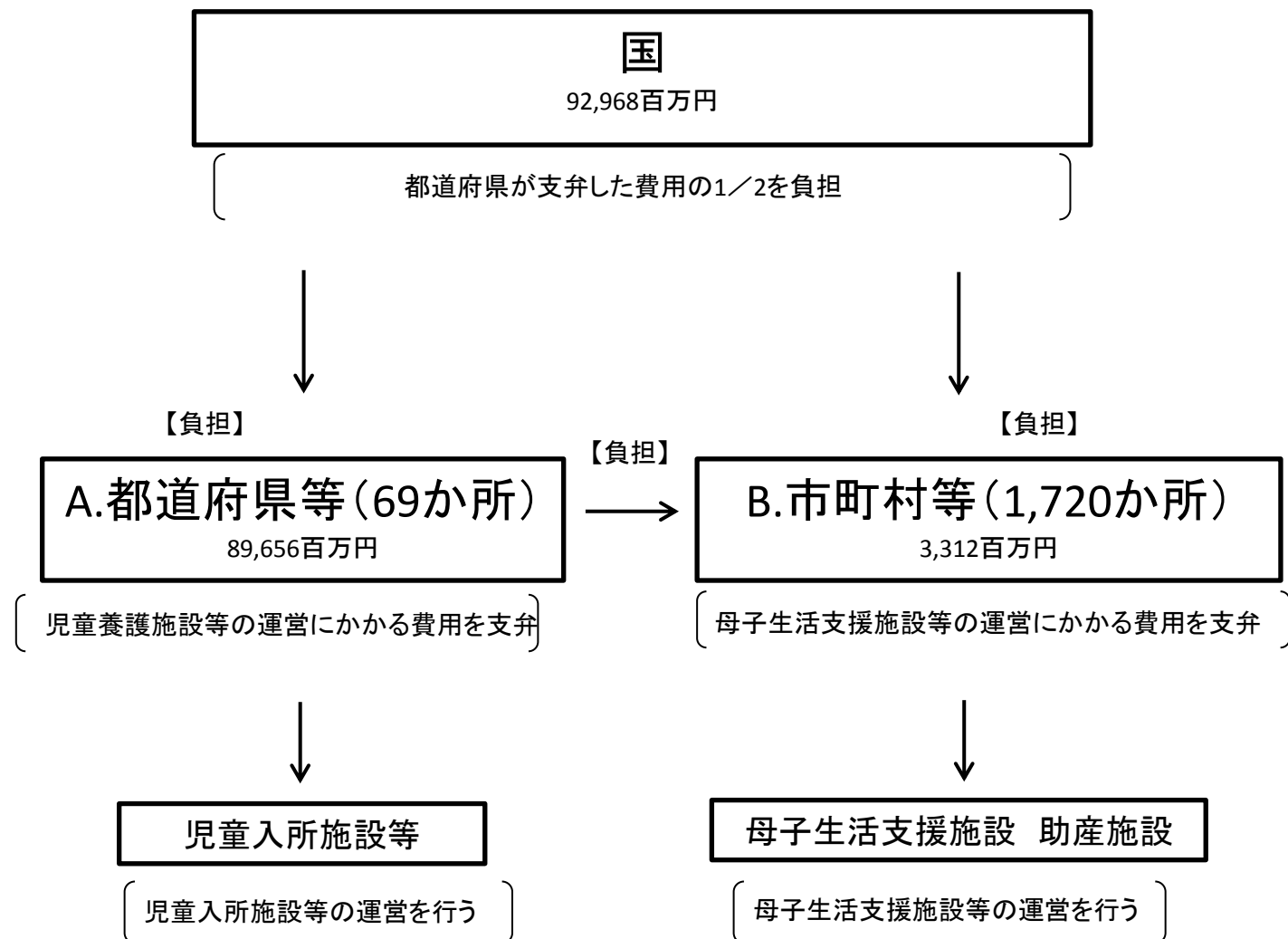
事業名	児童保護費等負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			大隈 俊弥		
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条			関係する計画、通知等	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(厚生事務次官通知 平成11年4月30日厚生省発児第86号) 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)					
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、自殺対策、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	身体的虐待や養育放棄等虐待を受けた社会的養護を必要とする児童等を、児童福祉法の規定に基づき、児童養護施設等に入所又は里親に委託する措置等を行い、専門的知識を要する職員等により、個々の児童等の状態等を勘案しつつ、家庭的な環境の中できめ細かなケアを行うなど、児童等の心のケア及び社会的自立等を支援することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し、国がその1/2を負担する。 ・実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ・補助率:1/2(ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設においては、市町村1/4、都道府県1/4、国1/2の補助率となる。)									
実施方法	負担									
予算額・執行額 (単位:百万円)			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算の状況	当初予算	89,281	90,788	95,857	107,613				
		補正予算	-	-	1,046	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		89,281	90,788	96,903	107,613		0		
	執行額		87,827	89,365	92,968					
執行率(%)		98%	98%	96%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
			成果実績	-	-	-	-			
			目標値	-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-			
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	家庭的な環境の中での支援の充実を図るために、小規模グループケアの推進を図ること。	小規模グループケア実施箇所数		実績	箇所	650	809	943		
				目標値	箇所	-	-	800		
				達成度	%	-	-	117.9%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	措置児童数				活動実績	人	45,402	43,856	43,764	
					当初見込み	人	45,853	47,176	47,418	48,060
単位当たりコスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X/Y			単位当たりコスト	円	1,934,429	2,037,704	2,124,314	2,239,138	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度措置児童数(人)」			計算式	X/Y	87,826,959,333 / 45,402	89,365,561,797 / 43,856	92,968,460,273 / 43,764	107,612,963,000 / 48,060	

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	事務費	82,251		
	事業費	22,287		
	医療費	3,075		
計	107,613	0		

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設に入所措置を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業であるため、国が負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁した費用のうち「1/2」を負担すると規定されており、また、虐待を受けた児童等の保護に必要な経費であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	児童福祉法に基づき、虐待を受けた児童等の保護に必要な費用であり、要保護児童等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	児童福祉法に基づき、都道府県が支弁した費用の「1/2」を負担するものであり適正なものである。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	児童等の保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	児童福祉法に基づき、国「1/2」、都道府県「1/2(母子生活支援施設等においては都道府県「1/4」、市町村「1/4)」を負担するものであり、合理的なものである。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、児童養護施設等に入所する要保護児童等の保護に必要な経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	平成26年度の小規模グループケア実施か所数が目標800か所に対し、成果実績が943か所であり、ほぼ見込みどおりになっている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成26年度の措置児童数が、当初見込み47,418人に対して、実績が43,764人であり、ほぼ見込みどおりになっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	-	-	-		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、児童福祉法に基づき、保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童等を都道府県等が児童福祉施設に入所措置を行い、これらにかかる費用を負担するものであり、要保護児童等の身体・生命及び自立支援等に関わる重要な事業である。 予算の執行率は、平成24年度98%、平成25年度98%、平成26年度96%と高い割合で推移しており、また、措置児童数も平成24年度45,402人、平成25年度43,856人、平成26年度43,764人と実績があり、虐待を受けた要保護児童等の心のケア及び社会的自立を今後行うために、平成28年度以降も本事業は必要である。			
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	399	平成23年度	358	平成24年度	306
平成25年度	667	平成26年度	671		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



都道府県等：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

市町村：市(指定都市除く)及び福祉事務所設置市

措置：児童福祉法第27条第1項第3号の措置(入所措置)、同法第33条の一時保護、同法第22条の助産の実施、同法第23条母子保護の実施及び同法第33条の6の児童自立生活援助事業

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	6,497			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費)	1,297			
医療費	児童の医療費	336			
教育費	小・中学生の教育全般に係る費用	102			
特別育成費	高校生の教育に係る費用	97			
被虐待児受入 加算費	虐待を受けた児童をケアするための心理療 法担当職員の雇上費用	81			
学校給食費	児童の学校給食に必要な経費	46			
その他	幼稚園費、児童用採暖費、就職支度費等	188			
計		8,644	計		0
B.世田谷区			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	施設職員の人件費、管理費	91			
一般生活費	児童の一般生活費(食費、被服費)	3			
その他	幼稚園費、児童用採暖費等	7			
計		101	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	児童入所施設等の運営事業	8,644	-	-
2	大阪府	"	3,618	-	-
3	大阪市	"	3,295	-	-
4	埼玉県	"	3,145	-	-
5	愛知県	"	2,639	-	-
6	兵庫県	"	2,483	-	-
7	北海道	"	2,330	-	-
8	横浜市	"	2,266	-	-
9	千葉県	"	2,190	-	-
10	名古屋市	"	2,052	-	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	世田谷区	母子生活支援施設等の運営事業	101	-	-
2	墨田区	"	84	-	-
3	葛飾区	"	78	-	-
4	杉並区	"	67	-	-
5	新宿区	"	55	-	-
6	大田区	"	55	-	-
7	板橋区	"	51	-	-
8	練馬区	"	50	-	-
9	港区	"	48	-	-
10	江東区	"	46	-	-